

真岡市での創業を検討されている方へ

どんなとき？	申請はいつ？	どんな制度？(名称・概要)		補助額	詳細
空き店舗で創業したい！ (裏面地図の太枠内が対象)	出店する前	中心市街地 空き店舗等 活用事業補助金	新たに空き店舗に出店する際の改修費および家賃を補助するもの	改修費：対象経費の1/2上限 60 万円 家賃：家賃の 1/2 上限 3 万円(月あたり) ※ 12 カ月	 商工観光課商工業係
創業資金を確保したい！	創業時および創業から 1 年未満	商工振興資金 創業資金	創業する方および創業後 1 年未満の方の運転、設備資金を融資するもの	上限 500 万円 返済期間 5 年以内 利率年 1.5%	 商工観光課商工業係
真岡市に移住して働く！ ※要件が複数あるため詳細よりHPをご確認ください	市外から転入してから 1 年 6 カ月以内	UIJ ターン 就業定住助成金	市内で創業または就業しようとする 50 歳未満の UIJ ターン者に対して助成するもの	10 万円(最大 20 万円)同一世帯の扶養親族を伴い同時に転入した場合は 1 人あたり 2 万円を加算	 商工観光課勤労者係
新商品開発・販路開拓をしたい！	創業または事務所等の設置から 3 年以内	新製品開発・販路開拓支援補助金 (創業者向け)	中小企業・小規模事業者の新製品開発や販路開拓を補助するもの	対象経費の 1/2 上限 30 万円 1 事業者 1 回のみ	 商工観光課商工業係

補助等の適用には条件があります。必ず事業実施前にご相談ください。
各制度の内容については詳細より各窓口へお問い合わせください。



補助金の対象となる業種には制限があるから、
気になることは相談してね！
創業に関する相談・支援も行っているよ！

真岡市商工観光課 Tel 0285-83-8134
真岡商工会議所 Tel 0285-82-3305
にのみや商工会 Tel 0285-74-0324



真岡市の中心市街地（太枠内）

